2　待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資財産又は投資家を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

3　この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

4　この条の規定は、一方の締約国に対し、自国が当事国であり、若しくは当事国となる自由貿易地域、関税同盟、共同市場、経済同盟その他これらに類する統合のための協定若しくは租税協定又は自由地帯（注）から生ずる利益、利点又は特権を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える義務を課するものではない。

注　この条の規定の適用上、「自由地帯」とは、締約国の領域の一部であって、当該領域の一部に持ち込まれた物品が輸入に対する課税に関する限り関税領域の外にあると一般的にみなされるものをいう。

5　この条の規定は、一方の締約国に対し、この協定の効力発生前に当該一方の締約国が署名した国際協定に基づいて与えるより好ましい待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える義務を課するものではない。

第四条　待遇に関する最低基準

1　一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。締約国による規制の変更は、当該変更の事実のみをもって第一文の違反を構成するものではない。

2　1の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、当該基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的な権利を創設するものではない。1の規定の適用上、

(a)　「公正かつ衡平な待遇」には、世界の主要な法制に具現された正当な手続の原則による刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しない義務を含む。

(b)　「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

3　この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

4　一方の締約国が投資家の期待に反する行動をとる又はとらないという事実のみでは、結果として他方の締約国の投資家の投資財産に対する損失又は損害が生じている場合であっても、この条に規定する公正かつ衡平な待遇又は十分な保護及び保障の基準に対する違反を構成しない。

第五条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条　世界貿易機関設立協定との関係

この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第七条　適合しない措置

1　第二条及び第三条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　これらの規定に適合しない現行の措置であって、締約国の中央政府が附属書Ⅰの各締約国の表に記載する分野、小分野又は事項に関して維持するもの

(b)　これらの規定に適合しない現行の措置であって、締約国の地方政府が維持するもの

(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条及び第三条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、他方の締約国に対し、1(a)に規定する適合しない現行の措置を通報する。その通報には、適合しない現行の措置に関するそれぞれの留保事項について、次の事項を含む。

(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。

(d)　関連する義務。「関連する義務」には、第二条又は第三条の規定によって課される義務であって1(a)の規定に従って掲げられた措置について適用しないものを特定する。

(e)　措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、

(i)　この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置をいう。

(ii)　当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(f)　概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3　第二条及び第三条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

4　いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

5　一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、1(a)に規定する適合しない現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に（例外的状況においては実施後できる限り速やかに）、当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に通報する。

6　各締約国は、適当な場合には、1(a)に規定する又は附属書Ⅱの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

7　第二条及び第三条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。